

空き家募集

鏡野町では、町内への定住を促進するため、空き家の情報提供を行っています。

昨今、町内外より空き家を希望する旨の相談が多く寄せられています。空き家の登録数が少ないため、十分な情報提供ができない状態が続いています。

◎募集する空き家は、町内にある「居住のために建てられた建物及びその敷地」で、現に居住していない（しなくなる）物件です。なお、賃貸・分譲の目的でつくられた物件は除きます。

*空き家は所有しているが、その活用方法についてお悩みの方、一度ご相談ください。

●手続きの仕方がわからない。

●手続きが面倒だ。

●大掛かりな改修が必要ではないか。

●置いてある家財道具をどこまで処分すればよいのか。

などのご相談をお受けします。

鏡野町では、岡山県宅地建物取引協会及び岡山県不動産協会をつくるサブセンター運営協議会と連絡を取りながら、問題解決に向けてお手伝いを行います。

《ご注意》 町が売買賃貸の仲介を行うわけではありません。

お問い合わせ先

鏡野町まちづくり課(担当 石田)
電話(0866)(54-26000

鏡野町定住促進空き家改修補助金

【目的】

鏡野町における空き家の有効活用を通して、本町への移住及び定住を促進し、もって地域の活性化を図る。

【補助対象者】

(1) 1戸建て空き家の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から1年を経過しない者
ただし、平成27年4月1日以降に売買契約又は賃貸借契約をしたものに限る。

(2) 本補助金に係る改修に関して国、県又は町の制度による他の補助等を受けていない者

(3) 納期の到来した町税等を完納している者
(4) 補助対象物件に補助金の交付日から5年以上上定住する意思のある者

※補助金の交付日から5年以内に転出又は転居した場合は補助金の返還が生じます。

【補助対象住宅】

(1) 補助対象者が所有するまたは賃借する1戸建て空き家

(2) 賃借物件については所有者が改修工事に承諾している部分

※3親等内の親族間での空き家の購入又は賃貸の物件は対象外

【補助対象工事】

(1) 町内建築業者が補助対象改修工事の主たる施工業者であること

(2) 補助対象工事に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。）が20万円以上であること

(3) 住宅の機能向上のために行う改修、台所、浴室、便所、洗面所等の改修、ま

たは内装、屋根、外壁等の改修

※対象とならない工事

●外構設備（門、車庫、物置、カーポートなど）の改修工事

●エアコン、ガスコンロ、照明などの住宅設備機器類の設置工事

●浄化槽設置工事

●カーテン、家具、調度品等の購入や設置工事

(4) 交付決定後に工事着手を行い、申請年度内に工事完了し、実績報告書の提出ができること

【補助回数】

同一住宅及び同一人の申請については1回限りとなります

【補助率】

《補助率》1/2《補助金上限額》50万円

【補助期間】平成27年度～31年度

【申請書類】

◇交付申請書

添付書類

①事業計画書

②改修工事に係る見積書・設計図等

③誓約書（居住等に係る誓約書）

④施行前の状況写真

⑤売買（賃貸）契約書の写し

⑥賃貸借契約による住宅の場合は所有者の同意書

⑦納税等状況調査同意書

⑧その他町長が必要とする書類

お問い合わせ先

鏡野町まちづくり課(担当 石田)
電話(0866)(54-26000